



令和5年5月30日  
庄内総合支庁

庄内支庁記者会 各位  
(管内報道関係機関 各位)

## 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者に対する行政処分について

下記の事業者に対して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により行政処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

- 1 被処分者  
山形県鶴岡市湯温海甲172番地  
株式会社あらたまや
- 2 処分年月日  
令和5年5月29日
- 3 処分の内容
  - (1) 処分の内容  
改善命令（根拠：法第12条第1項）
  - (2) 改善を命じた内容  
被処分者が保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処分を委託すること。また、処分に付随する運搬を委託すること。
  - (3) 履行期限  
令和5年7月31日
- 4 処分の理由  
被処分者は、鶴岡市湯温海の事業場内に保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である安定器39台を処分期間（平成28年8月1日から令和5年3月31日まで）に自ら処分、又は処分の委託をしなかった。  
このことは、法第10条第1項の規定（期間内の処分）に違反しているため。



#### 【問い合わせ先】

保健福祉環境部環境課  
担当 廃棄物対策専門員 澤 泰裕  
電話 0235-66-5704  
報道監 総務企画部長 渡辺 亘